

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月22日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第14号

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第7条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

第19条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第28条中「B型」及び「C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特

定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第33条中「と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第33条において準用する次号」」を削る。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第45条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条中「と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第49条において準用する次号」」を削る。

（香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「保育士（」を「保育士、地域限定保育士（」に、「含む」を「いう。以下同じ」に、「当分の間、香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定」を「令和10年3月31日までの間、香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士、地域限定保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」に、「香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「令和6年改正前条例」という。）第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定」を「基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」に改める。

附則第3項中「前項」を「前2項」に、「令和6年改正前条例」を「この条例による改正前の基準条例（以下この項において「なお効力を有する旧基準条例」という。）」に、「、「保育士（奈良県の区域に係る法第18条の

29に規定する地域限定保育士を含む。)」を「「保育士又は地域限定保育士」と、なお効力を有する旧基準条例第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」とあるのは「第6条の3第10項第2号又は第3号」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 保育士、地域限定保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士、地域限定保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。